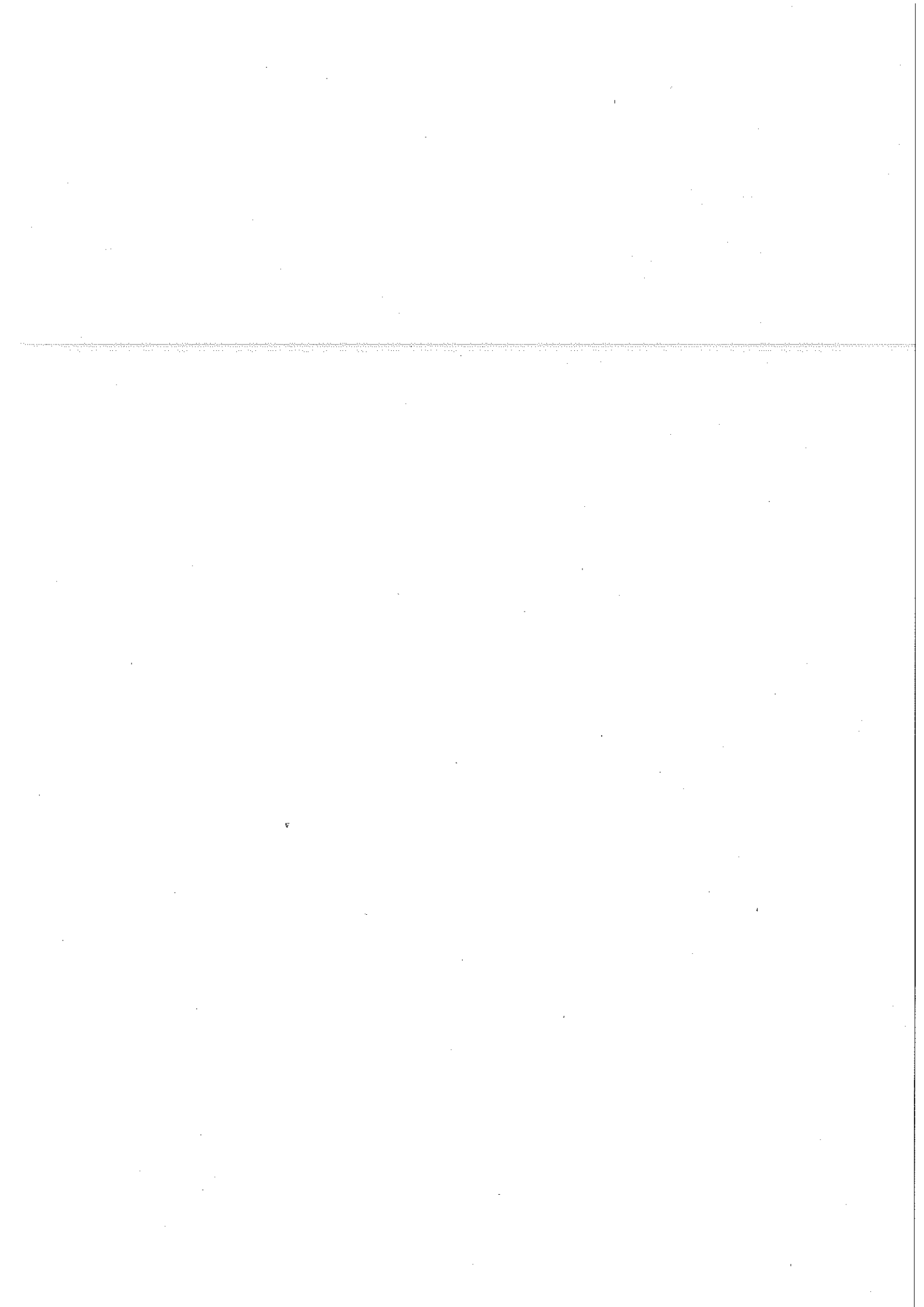


議案説明会実施要領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室で行う。
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

平成26年11月定例会議案説明会日程（案）

11月25日（火）	午 前	10:00 ~ 10:05	財 政
		10:05 ~ 10:10	総 務
		10:10 ~ 10:15	環 境
		10:15 ~ 10:20	健康福祉
		10:20 ~ 10:25	緑政土木
		10:25 ~ 10:30	市民経済
		10:30 ~ 10:35	住宅都市
		10:35 ~ 10:40	消 防



平成26年度11月補正予算の概要

- 繰越明許費 1件
- 債務負担行為 2件



平成26年11月定例会補正予算資料

(単位：千円、%)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	公 営 企 業 会 計	総 計
A ㊸ 当 初 予 算	1,057,439,335	1,168,401,441	454,006,706	2,679,847,482
㊸ 11 月 補 正	—	—	—	—
B ㊸ 11 月 現 計 予 算	1,057,465,569	1,168,442,653	454,014,908	2,679,923,130
C ㊹ 当 初 予 算	1,025,909,000	1,172,163,468	428,353,200	2,626,425,668
㊹ 11 月 補 正	5,622,976	—	—	5,622,976
D ㊹ 11 月 現 計 予 算	1,034,042,439	1,173,758,926	429,005,887	2,636,807,252
㊹ 最 終 予 算	1,056,464,831	1,188,930,972	429,247,887	2,674,643,690
B/A	100.0	100.0	100.0	100.0
B/D	102.3	99.5	105.8	101.6
(参考) A/C	103.1	99.7	106.0	102.0

(注) 公営企業会計は歳出額を掲げた。

平成26年度補正予算の概要（11月補正）

1 繰越明許費

会計	局別	款	項	事業名	金額 千円
一般	市経 民済	市民経済費	区役所費	千早コミュニティセンターの建設	36,379

2 債務負担行為

会計	局別	事項	期間 年度	限度額 千円	説明
一般	環境	可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	27～31	2,719,000 外に消費税及び地方消費税相当額	委託が5カ年にわたるため
	住都 宅市	名古屋まちづくり公社建設に係る金城ふ頭駐車場施設の譲り受け	27～48	15,424,000 外に利息並びに消費税及び地方消費税相当額	平成48年度まで施設の譲り受けに係る支払いを行うため

平成26年11月定例会 提出議案の概要（財政局）

1 一般案件

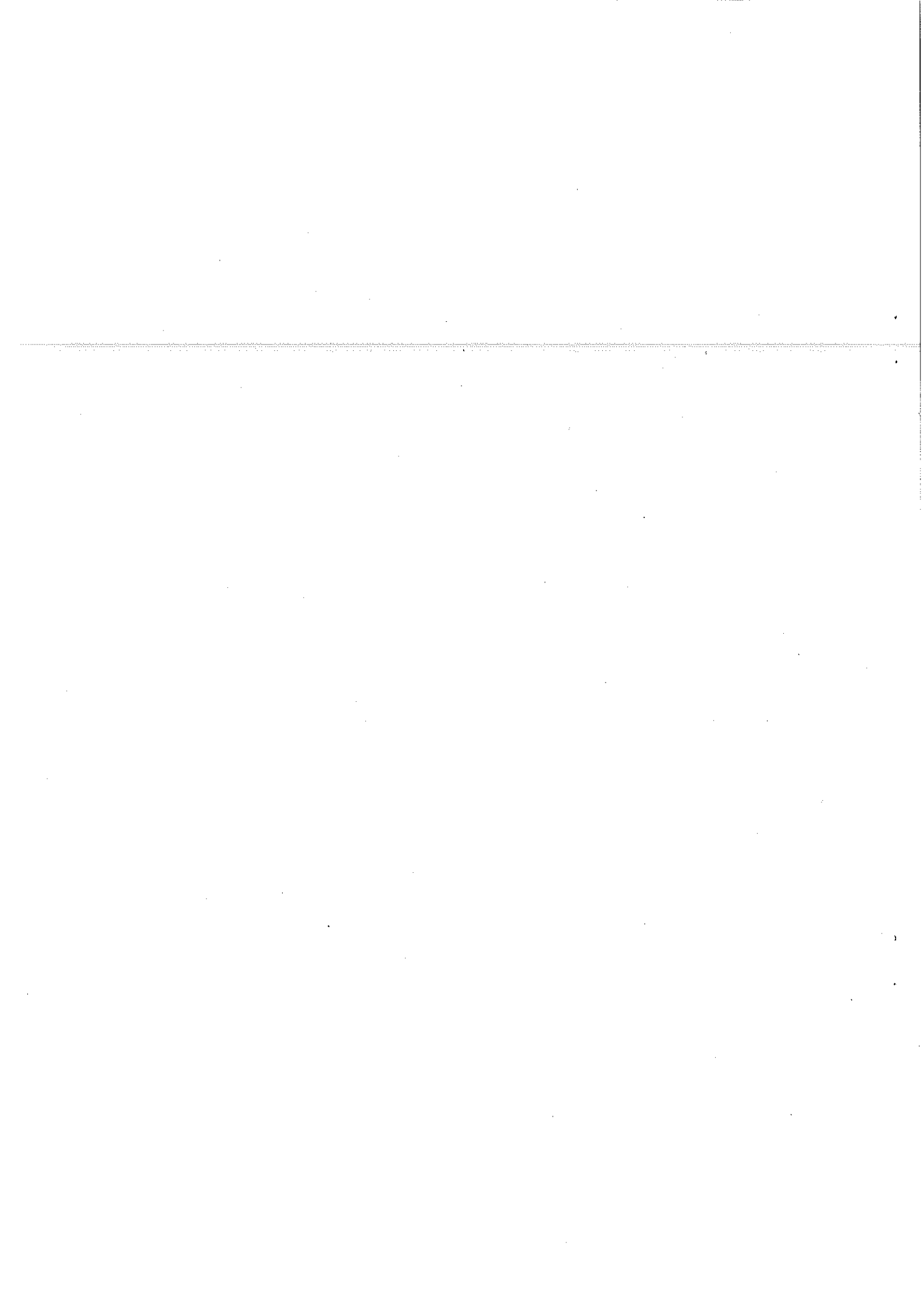
件 名	概 要
<p>契約の締結について (第117号議案)</p>	<p>1 概要 名古屋市東南部の国道302号を起点として豊明市に至る都市計画道路として整備を進めている桶狭間勅使線について、愛知用水の下を横断する区間にボックスカルバート等を設置するもの</p> <p>2 工事名 桶狭間勅使線道路新設工事</p> <p>3 工事施工場所 名古屋市緑区大根山一丁目、文久山、桶狭間神明及び清水山一丁目地内</p> <p>4 工事内容 (1) ボックスカルバート 延長30メートル、幅15メートル、高さ7.2メートル (2) U型擁壁 延長39.5メートル、幅15.3メートル、高さ11.305メートル</p> <p>5 工期 本契約成立の日から平成30年2月28日まで</p> <p>6 契約の相手方 大豊・森本・鈴木特別共同企業体 代表者 名古屋市中村区角割町5丁目7番地の2 大豊建設株式会社名古屋支店 支店長 竹内 清 名古屋市中村区角割町5丁目7番地の2 株式会社森本組名古屋支店 支店長 藤澤 徹 名古屋市中区丸の内一丁目9番7号 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 康 仁</p> <p>7 契約の方法 一般競争入札</p> <p>8 契約金額 1,890,000,000円</p>

件 名	概 要
契約の締結について (第118号議案)	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="459 472 1417 600">1 概要 中央卸売市場北部市場エネルギー棟に設置されている受電及び変電設備の老朽化に伴い、その更新を行うもの <li data-bbox="459 645 1155 725">2 工事名 中央卸売市場北部市場受電及び変電設備工事 <li data-bbox="459 770 1155 851">3 工事施工場所 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反地内 <li data-bbox="459 896 836 976">4 工事内容 受電及び変電設備1式 <li data-bbox="459 1021 1123 1102">5 工期 本契約成立の日から平成28年7月29日まで <li data-bbox="459 1146 995 1317">6 契約の相手方 名古屋市西区名西二丁目33番10号 株式会社東芝中部支社 支社長 鈴木 明 <li data-bbox="459 1361 708 1442">7 契約の方法 一般競争入札 <li data-bbox="459 1487 740 1568">8 契約金額 495,180,000円

件 名	概 要
契約の一部変更 について (第119号議案)	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="459 479 1410 600">1 概要 名古屋市第2斎場（仮称）新築工事の請負契約について、契約金額を変更するもの <li data-bbox="459 647 1102 768">2 工事名 名古屋市第2斎場（仮称）新築工事 （平成25年3月1日議決平成25年第24号） <li data-bbox="459 815 895 936">3 契約金額 変更前 4,714,500,000 円 変更後 4,855,387,080 円

件 名	概 要
契約の一部変更 について (第120号議案)	1 概要 重症心身障害児者施設新築工事の請負契約について、契約金額 を変更するもの 2 工事名 重症心身障害児者施設新築工事 [平成25年12月6日議決平成25年第142号 平成26年10月7日専決処分により契約金額を変更] 3 契約金額 変更前 1,313,439,240円 変更後 1,409,346,750円

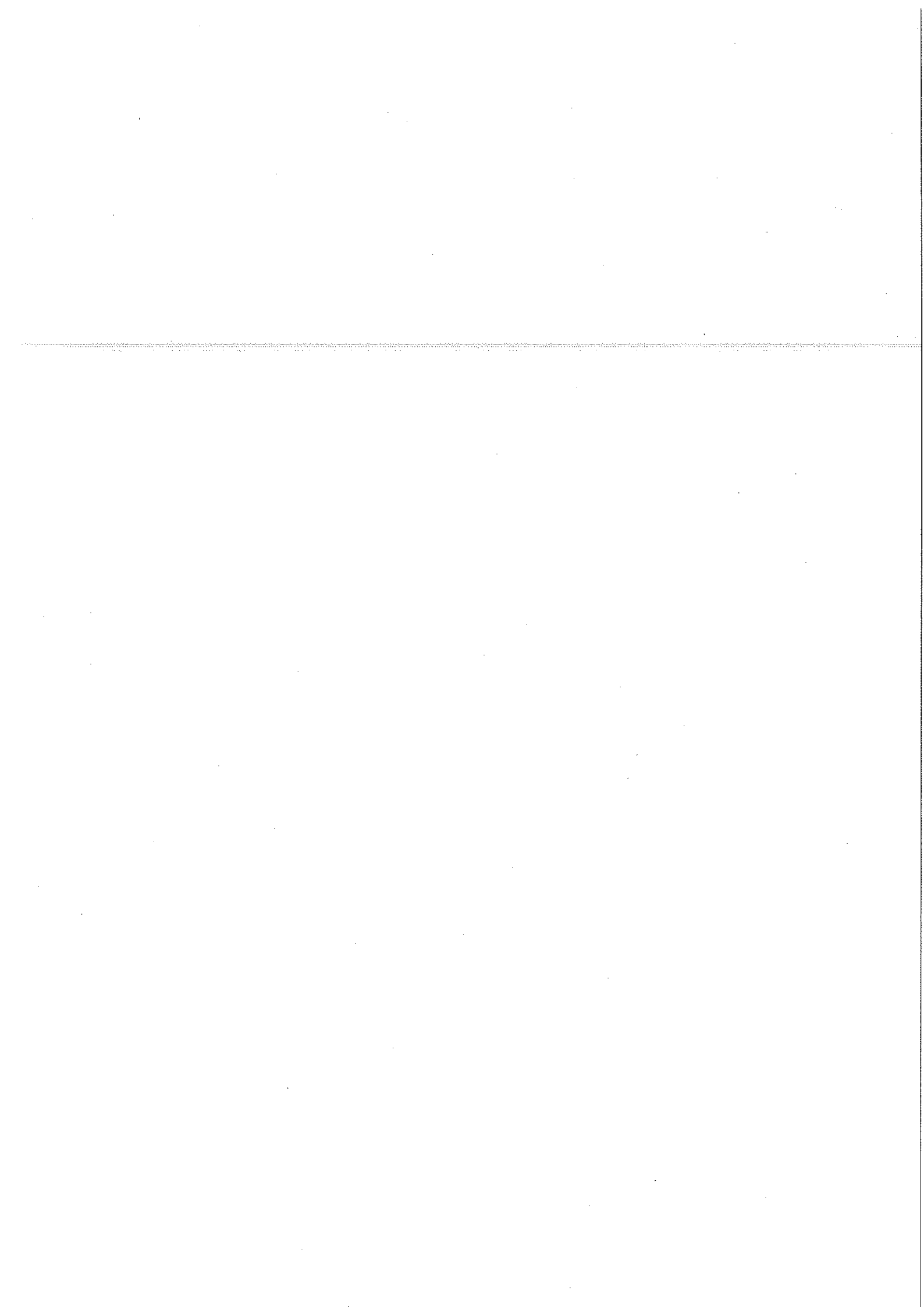
件名	概要
<p>当せん金付証券の発売について (第125号議案)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="459 465 1412 589">1 概要 平成27年度の公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証券(宝くじ)の発売総額を定めるもの。 <li data-bbox="459 633 710 723">2 発売総額 330億円以内 <li data-bbox="459 768 1412 891">3 根拠法 当せん金付証券法(昭和23年7月12日法律第144号)第4条第1項



平成 26 年 11 月定例会 提出議案の概要（総務局）

条例案

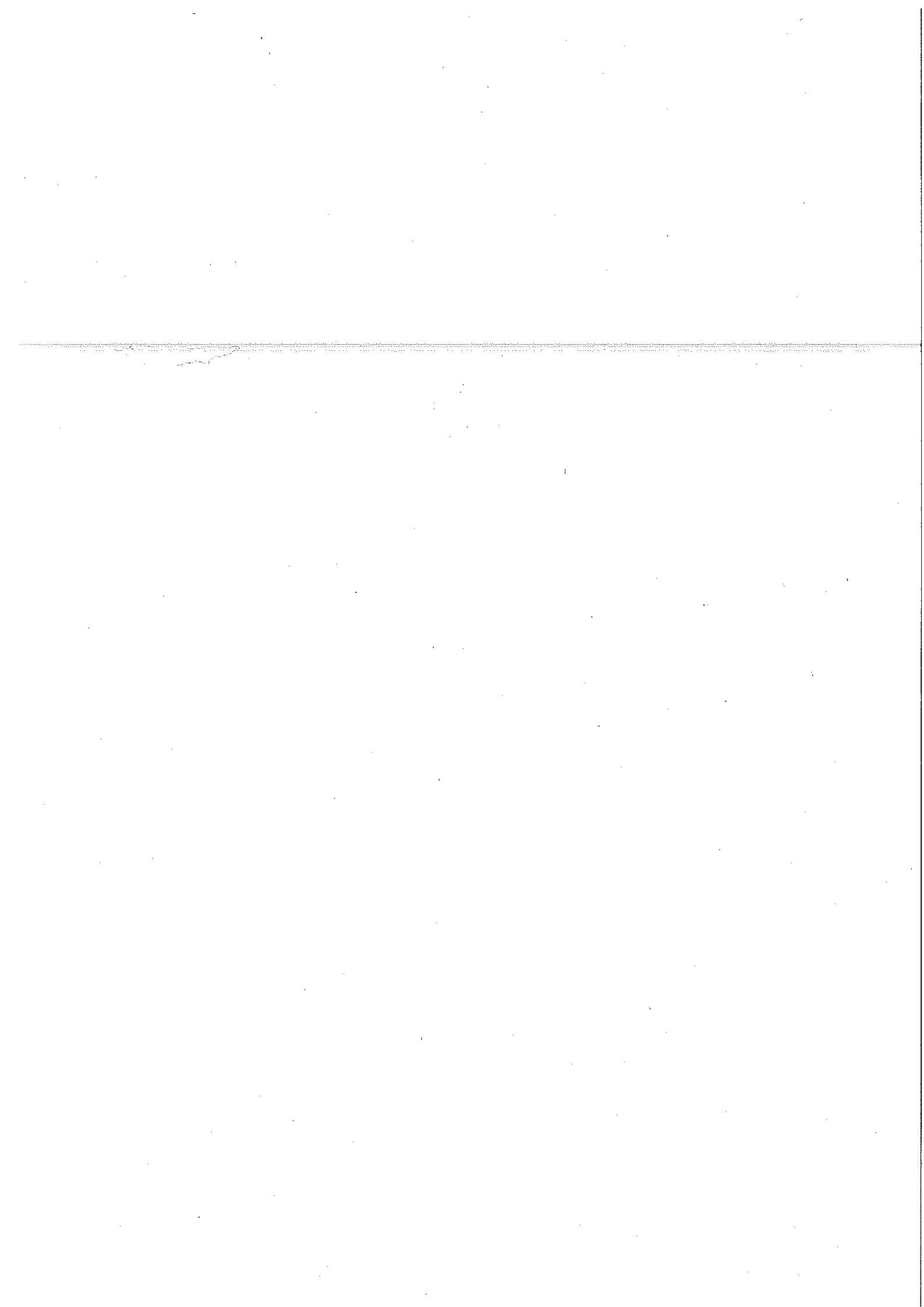
件名	概要
<p>職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について（第 110 号議案）</p>	<p>(1) 制定の趣旨</p> <p>配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員法に基づく配偶者同行休業を導入するため、条例を制定するもの</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 対象職員</p> <p>常勤職員（任期の定めのある者を除く。）</p> <p>イ 休業期間の上限</p> <p>3 年（3 年を超えない範囲内で原則 1 回に限り期間の延長が可能）</p> <p>ウ 休業の対象となる事由</p> <p>配偶者が、次のいずれかの事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）により、外国に滞在する場合とする。</p> <p>(ア) 外国での勤務</p> <p>(イ) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動で外国において行うもの</p> <p>(ウ) 外国の大学であって外国に所在するものにおける修学</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>公布日より施行</p>



平成26年11月定例会 提出議案の概要（環境局）

補正予算（第116号議案）

件 名	金 額	概 要
可燃・不燃・粗大 ごみ及び資源（プ ラスチック製容器 包装）の収集委託	千円 債務負担行為 2,719,000 外に消費税及び 地方消費税相当 額	(1) 趣旨 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック製容器包装の収集の一部について民間に委託する。委託が5カ年にわたるため、債務負担行為とするもの。 (2) 履行期間 平成27～31年度（5年間）



平成26年11月定例会 提出議案の概要 (健康福祉局)

1 条例案

件 名	概 要
<p>名古屋市国民健康保険 条例の一部改正につい て (第 111号議案)</p>	<p>1 改正の概要 産科医療補償制度の改定に伴い、出産育児一時金の額を変更する。 現 行：39万円 → 改正後：40.4万円</p>
	<p>2 施行期日 平成27年 1月 1日</p>
<p>名古屋市食品衛生法に 基づく公衆衛生上講ず べき措置の基準等に関 する条例の一部改正に ついて (第 112号議案)</p>	<p>1 改正の概要 (1) 現行の公衆衛生上講ずべき措置の基準に、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を実施する衛生管理の方式。通称：HACCP）を用いて衛生管理を実施する場合の基準を追加し、事業者にいずれかの基準を選択させる。 (2) 食品表示法の制定に伴い、規定の整理を行う。</p> <p>2 施行期日 (1) 平成27年 4月 1日 (2) 食品表示法の施行の日</p>

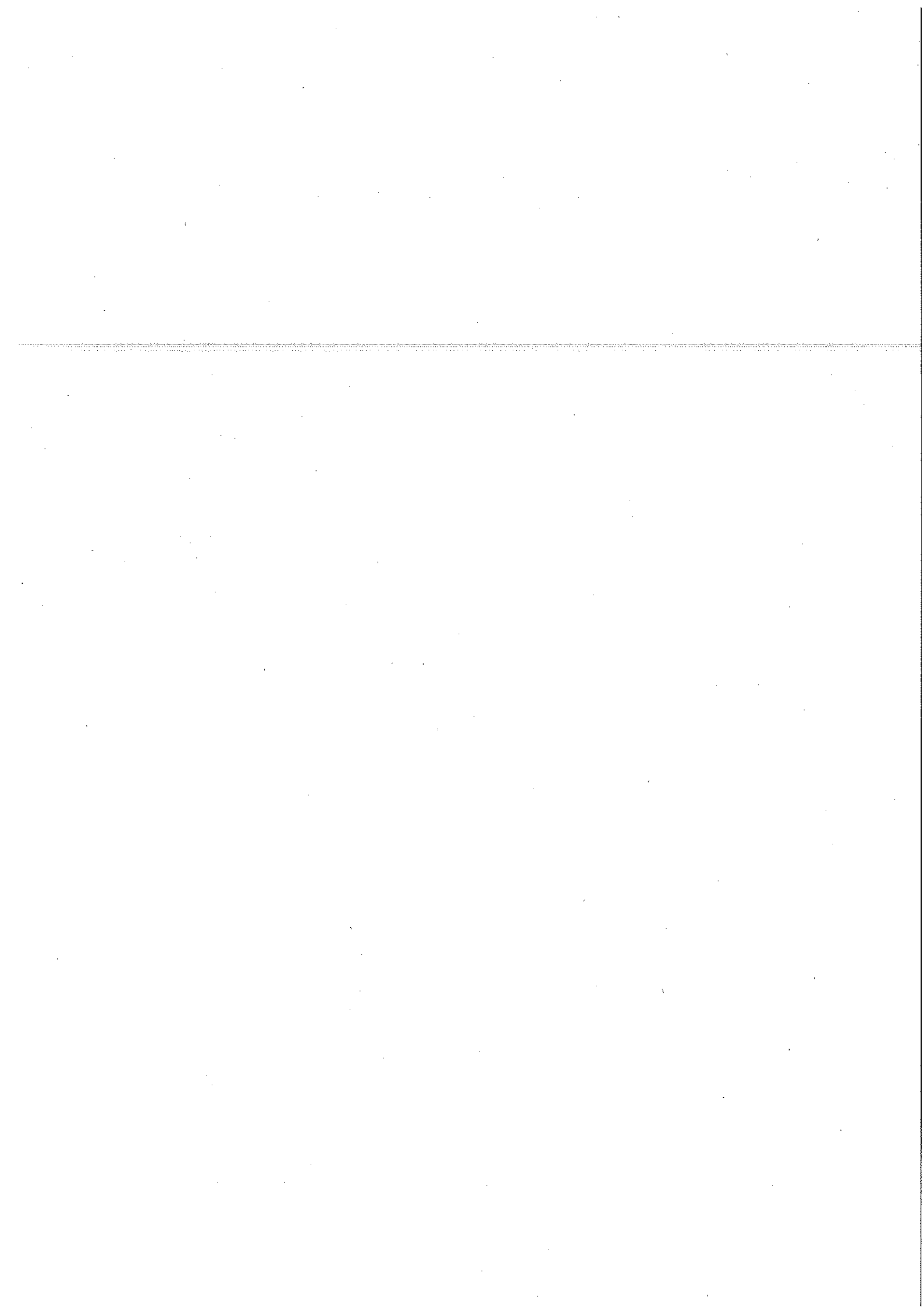
2 一般案件

件 名	概 要				
指定管理者の指定について (第 122号議案)	<p>1 概要 名古屋市立第二斎場の指定管理者を指定する。</p> <p>2 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" data-bbox="627 490 1433 595"> <thead> <tr> <th data-bbox="627 490 1029 542">施設の名称</th> <th data-bbox="1029 490 1433 542">指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="627 542 1029 595">名古屋市立第二斎場</td> <td data-bbox="1029 542 1433 595">太陽・近鉄グループ</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間 平成27年 4月 1日から平成31年 3月31日まで (4年間) (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募団体数 3団体 ・選定委員ごとの評価表の評点を集計した上で順位点を算出し、その順位点の合計が最も高く、かつ評点の総合計について最低基準点を満たしている団体を候補者として選定した。 	施設の名称	指定の相手方	名古屋市立第二斎場	太陽・近鉄グループ
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市立第二斎場	太陽・近鉄グループ				

平成26年11月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 一般案件

件名	概要
<p>事業変更に対する同意について (第126号議案)</p>	<p>(変更内容)</p> <p>愛知県道路公社が有料道路として管理する県道名古屋半田線（有料道路名 知多半島道路）の一部を改築し、料金を徴収する事業について、その内容を次のように変更</p> <p>知多半島道路、県道半田南知多公園線（有料道路名 南知多道路）及び県道碧南半田常滑線並びに県道中部国際空港線（有料道路名 知多横断道路）と県道中部国際空港線（有料道路名 中部国際空港連絡道路）を一の道路として料金を徴収し、その内容を次のように変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知多半島道路の工事予算 45,500百万円を53,100百万円に変更 2 知多半島道路でETC通勤時間帯割引 平日の6時以後9時前及び17時以後20時前に知多半島道路の料金所を通過又は知多半島道路へ流入するETC車を対象に、割引率3割を上限とした通勤時間帯割引を実施（平成28年4月1日から実施） 3 南知多道路の料金表 南知多道路に武豊北インター（仮称）を新設することにより料金表を改定 4 中部国際空港連絡道路の料金 一の道路として料金を徴収することにより料金を引き下げ（平成28年4月1日から実施） 5 料金の徴収期間 知多半島道路については、供用開始の日から「58年間」を「75年8月17日間」に料金の徴収期間を変更 なお、知多半島道路以外の3路線についても、料金の徴収期間の満了が同じ時期になるよう徴収期間を変更 <p>(議決の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知多半島道路のうち大高I.Cから約1.3kmは本市が道路管理者 ・愛知県道路公社が知多半島道路の一部を改築し、料金を徴収する事業及び知多半島道路、南知多道路及び知多横断道路を一の道路として料金を徴収する事業について、内容の一部を変更する際、道路整備特別措置法の規定により、議会の議決を経た道路管理者の同意が必要



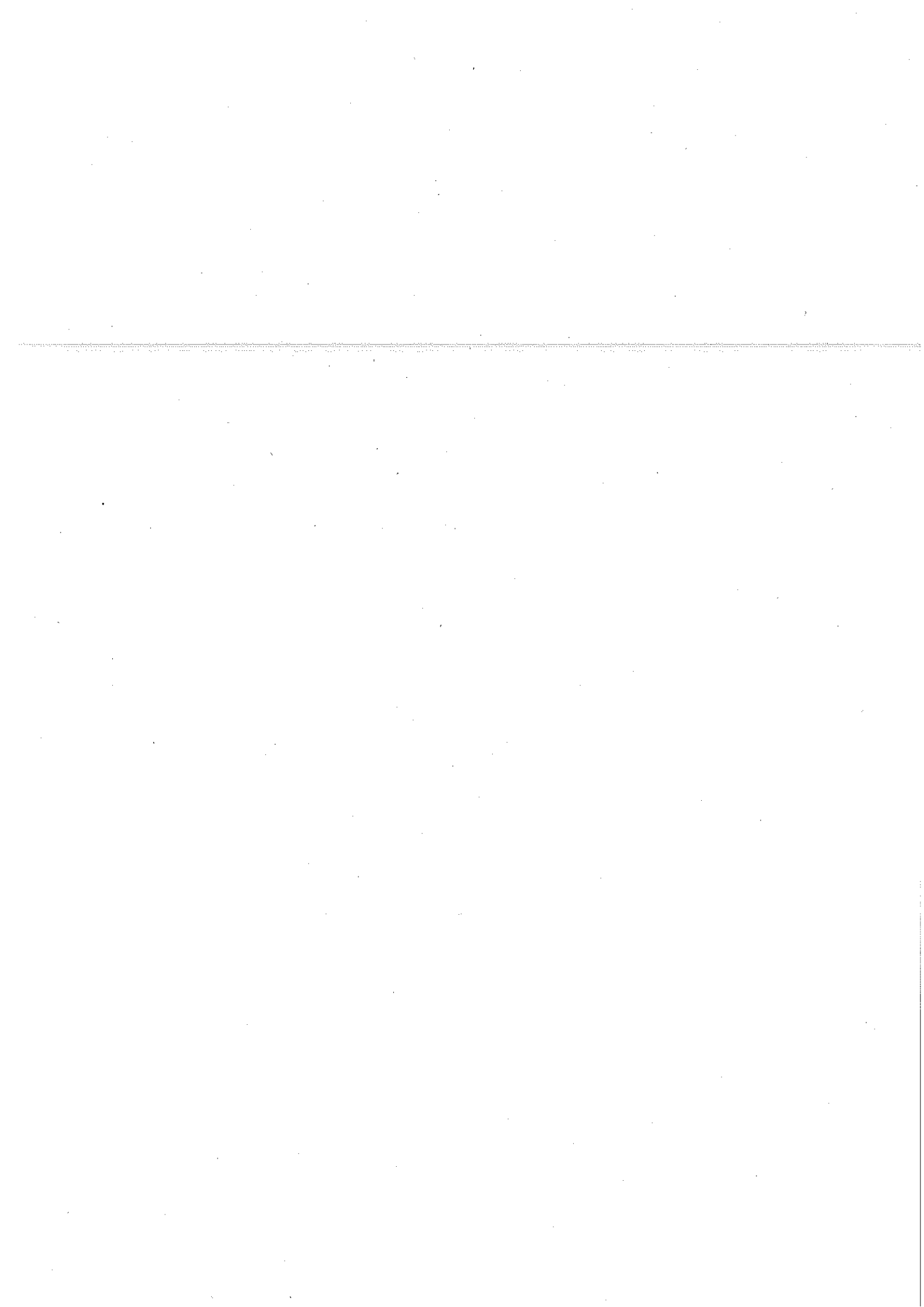
平成26年11月定例会 提出議案の概要（市民経済局）

1 一般会計補正予算（第116号議案）

件名	金額	概要
千早コミュニティセンターの建設	千円 繰越明許 36,379	既設建築物解体工事が遅れ、年度内に完了しないことから、解体及び再整備に係る所要経費を翌年度に繰越すもの。

2 一般案件

件名	概要						
指定管理者の指定について (第123号議案)	<p>(1) 趣旨 名古屋市コミュニティセンターの指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市鳥羽見コミュニティセンター</td> <td>鳥羽見学区連絡協議会</td> </tr> <tr> <td>名古屋市神の倉コミュニティセンター</td> <td>神の倉学区連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定の期間 各施設の供用開始日から平成30年3月31日まで</p>	施設の名称	指定の相手方	名古屋市鳥羽見コミュニティセンター	鳥羽見学区連絡協議会	名古屋市神の倉コミュニティセンター	神の倉学区連絡協議会
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市鳥羽見コミュニティセンター	鳥羽見学区連絡協議会						
名古屋市神の倉コミュニティセンター	神の倉学区連絡協議会						



平成 26 年 11 月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

1 条例案

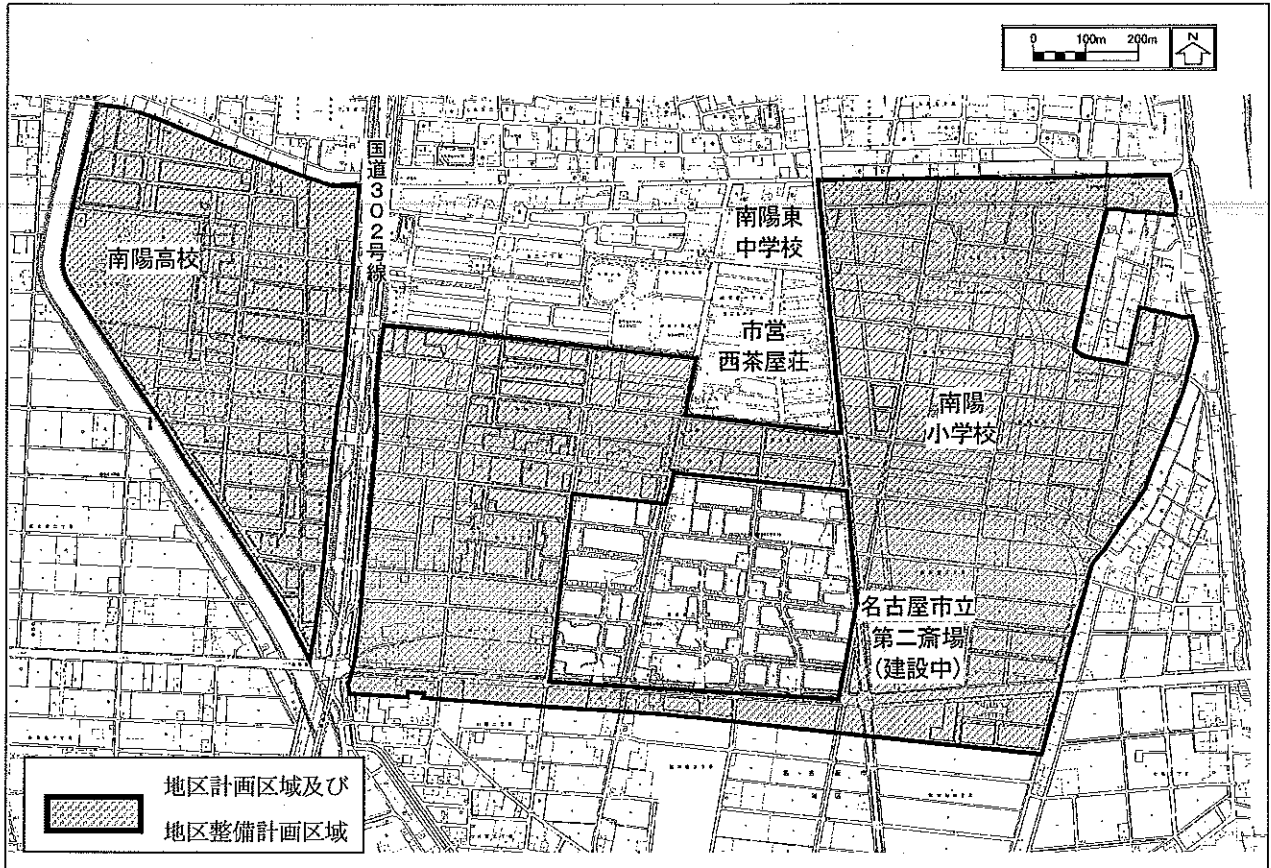
件 名	概 要
<p>名古屋市土地利用審査会条例の一部改正について (第113号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による国土利用計画法の一部改正に伴い、規制区域の指定等に係る名古屋市土地利用審査会の議決方法等に関して、規定を整備するもの</p> <p>(2) 改正内容 ア 名古屋市土地利用審査会の委員の定数に関する規定を整備 イ 規制区域の指定等に係る事務の権限が愛知県から名古屋市へ移譲されるため、当該事務に係る名古屋市土地利用審査会の議決方法に関して、規定を整備</p> <p>(3) 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日</p>

件 名	概 要				
<p>名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (第114号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 茶屋新田まちづくり地区整備計画区域内における建築物の制限に関して、規定を整備するもの</p> <p>(2) 改正内容 ア 茶屋新田まちづくり地区計画の都市計画決定に伴う対象区域の追加（別表第1関係） イ 茶屋新田まちづくり地区整備計画区域内における建築物の制限を規定（別表第2関係）</p> <table border="1" data-bbox="456 1675 1390 1865"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1675 719 1727">対象区域</th> <th data-bbox="719 1675 1390 1727">建築物の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1727 719 1865">茶屋新田まちづくり地区整備計画区域</td> <td data-bbox="719 1727 1390 1865">用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、緑化率の最低限度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日 公布の日</p>	対象区域	建築物の制限	茶屋新田まちづくり地区整備計画区域	用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、緑化率の最低限度
対象区域	建築物の制限				
茶屋新田まちづくり地区整備計画区域	用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、緑化率の最低限度				

(参考)

茶屋新田まちづくり地区計画区域及び地区整備計画区域

港区大西一丁目の全部並びに秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園一丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋二丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目及び東茶屋四丁目の各一部

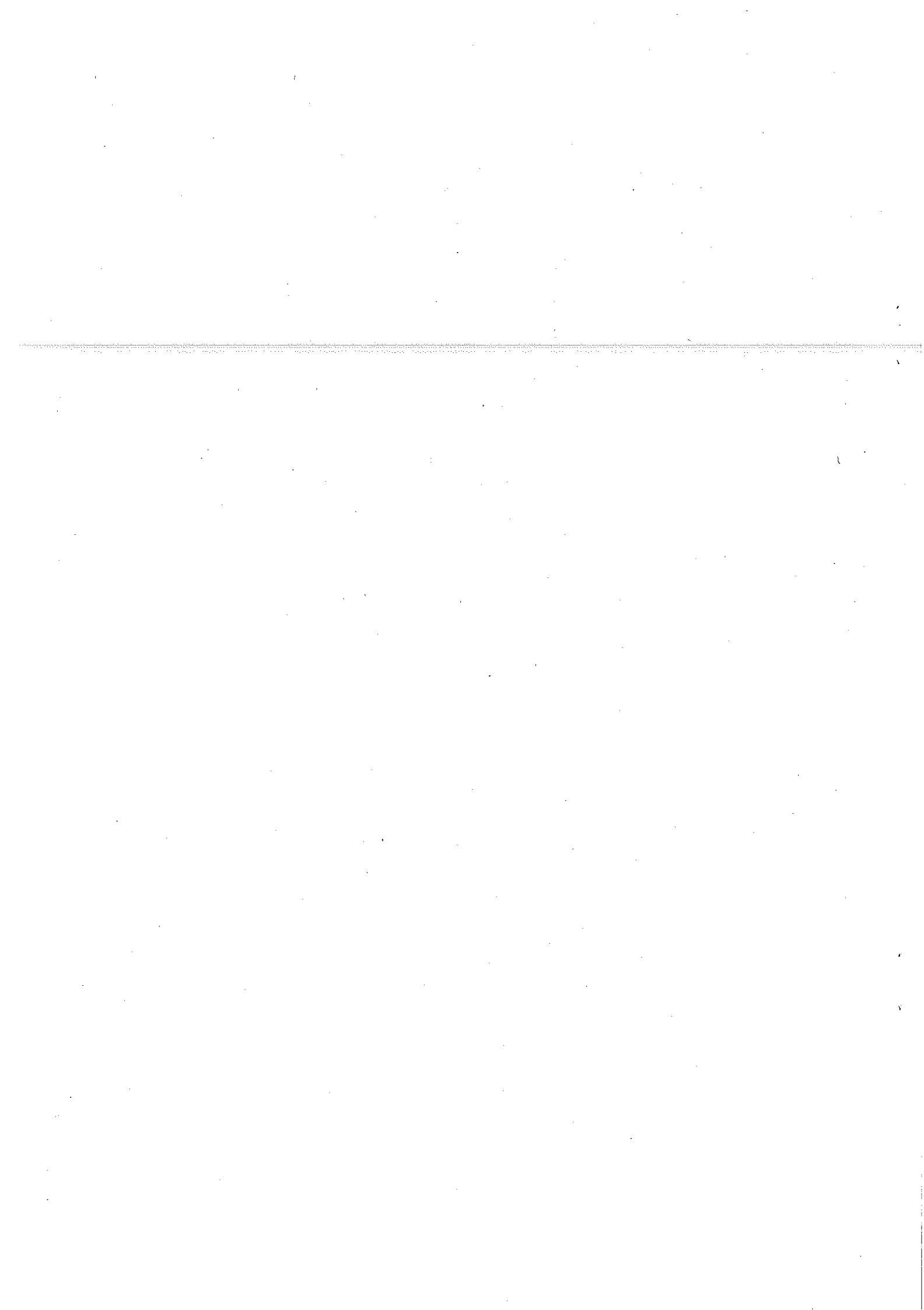


2 補正予算 (第 116 号議案)

件 名	予 定 額	概 要
名古屋まちづくり 公社建設に係る金 城ふ頭駐車場施設 の譲り受け	千円 —	建設代行方式により名古屋まちづくり公社が建設する 金城ふ頭駐車場施設を取得 債務負担行為 期間 ㉓～㉔ 限度額 15,424 百万円 外に利息並びに消費税及び地方消費税相当額

3 一般案件

件 名	概 要
指定管理者の指 定について (第 124 号議案)	<p>(1) 概要 名古屋市営大須駐車場の指定管理者を指定するもの</p> <p>(2) 指定の相手方 東京都千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号 タイムズグループ 代表者 西川 光一</p> <p>(3) 指定の期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで</p>



平成26年11月定例会 提出議案の概要（消防局）

1 条例案

件 名	概 要
<p>火災予防条例の一部 改正について (第115号議案)</p>	<p>(1) 改正概要</p> <p>ア 第64条の9関係 屋外における祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しのうち、大規模なもので対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを、指定催しとして指定するよう規定を新たに追加するもの。</p> <p>イ 第64条の10関係 指定催しを主催する者が、防火担当者を定めて火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせるとともに、当該計画を消防署長に提出するよう規定を新たに追加するもの。</p> <p>ウ 第74条及び第75条関係 改正後の第64条の10の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し罰金を科する等、規定の整備を行うもの。</p> <p>(2) 施行期日 平成27年4月1日</p>

2 一般案件

件 名	概 要
財産の取得について (第 121 号議案)	(1) 財産の表示 消防救急デジタル無線移動局 1式 (2) 買入金額 691,200,000円
	(3) 買入れの相手方 名古屋市中区錦二丁目15番15号 株式会社日立国際電気中部支社 支社長 宮 崎 晃 (4) その他 電波関係法令の改正に伴い、消防用機材として取得するもの。